議第83号

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年9月1日提出

高山市長 田中明

提案理由

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、個人番号を利用した情報 連携を行うため改正しようとする。 高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改 正 前

----(個人番号の利用範囲)

第3条 市長は、番号法別表第2の第2欄に掲 げる事務を処理するために必要な限度で同表 の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら が保有するものを利用することができる。

2 市長は、<u>別表</u>の第1欄に掲げる事務を処理 するために、同表の第2欄に掲げる事務の処 理に関して保有する特定個人情報ファイルに 記載又は記録された同表の第3欄に掲げる特 定個人情報を、効率的に検索し、及び管理す るために必要な限度で個人番号を利用するこ とができる。 改 正 後

(個人番号の利用範囲)

- 第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、市長が行う別表第2の第1欄に掲げる事務及び市長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 市長は、番号法別表第2の第2欄に掲げる 事務を処理するために必要な限度で同表の第 4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保 有するものを利用することができる。
- 3 市長は、別表第2の第1欄に掲げる事務を 処理するために、同表の第2欄に掲げる事務 の処理に関して保有する特定個人情報ファイ ルに記載又は記録された同表の第3欄に掲げ る特定個人情報を、効率的に検索し、及び管 理するために必要な限度で個人番号を利用す ることができる。

| 改正前 | | | 改 正 後 | | | | |
|-------------|----------------------|-------------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|--|
| | | | 別表第1(第3 | 条関係) | | | |
| | | | <u>機関</u> 事務 | | | | |
| | | | 市長 | 生活に困 | | | |
| | | | | の決定及 | び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支 | | |
| | | | | 援事業の | 実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の行 | 数収に関する事務であって規則で | |
| | | | | 定めるも | <u></u> | | |
| | | | | • | | | |
| 別表 (第3条関係) | | | <u>別表第2</u> (第3 | 条関係) | | | |
| 利用する事務 | 特定個人情報を保有する事務 | 特定個人情報 | 利用する | 事務 | 特定個人情報を保有する事務 | 特定個人情報 | |
| 高山市税条例(昭和30 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号 | ・)による保険給付の支給、保険料 | 高山市税条例 | (昭和30 | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号 |)による保険給付の支給、保険料 | |
| 年高山市条例第32号) | の徴収又は保健事業の実施に関する事務であ | って番号法主務省令で定めるもの | 0 年高山市条例第32号) | | の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの | | |
| に基づく市民税の賦課 | の部分・高齢者の医療の確保に関する法律(| (昭和57年法律第80号) による | に基づく市民 | に基づく市民税の賦課 の部分・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法 | | | |
| に関する事務であって | 後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又 | は保健事業の実施に関する事務で | に関する事務 | であって | 後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又 | は保健事業の実施に関する事務で | |
| 規則で定めるもの | あって番号法主務省令で定めるものの部分 | (略) | 規則で定めるも | 50 | あって番号法主務省令で定めるものの部分 | (略) | |
| | 介護保険法(平成9年法律第123号)によ | 介護保険給付等関係情報(番号法 | | | 介護保険法 (平成9年法律第123号) によ | 介護保険給付等関係情報(番号法 | |
| | る保険給付の支給、地域支援事業の実施又は | 別表第2に規定する介護保険給 | | | る保険給付の支給、地域支援事業の実施又は | 別表第2に規定する介護保険給 | |
| | 保険料の徴収に関する事務であって番号法 | 付等関係情報をいう。以下同じ。) | | | 保険料の徴収に関する事務であって番号法 | 付等関係情報をいう。以下同じ。) | |
| | 主務省令で定めるもの | であって規則で定めるもの | | | 主務省令で定めるもの | であって規則で定めるもの | |
| | | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 生活に困窮する外国人に対する | |
| | | | | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | 生活保護法に準ずる保護の実施 | |
| | | | | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | 又は就労自立給付金若しくは進 | |
| | | | | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | 学準備給付金の支給に関する情 | |
| | | | | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | 報(以下「外国人生活保護関係情 | |
| | | | | | って規則で定めるもの | 報」という。) であって規則で定 | |
| | | | | | | めるもの | |
| | | | 身体障害者福祉 | 止法(昭和 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ | |
| | | | 24年法律第2 | 283号) | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの | |
| | | | による障害福 | 祉サービ | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | | |
| | | | ス、障害者支援 | 髪施設等へ | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | | |
| | | | の入所等の措 | 置又は費 | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | | |
| | | | 用の徴収に関 | する事務 | って規則で定めるもの | | |
| | | | であって規則 | で定める | | | |

| | <u>\$0</u> | 上江)。日如上,月日日)。山上,月上江田光江 | り見したけり禁眼をはわると |
|--|-------------------|------------------------|----------------------|
| | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | |
| | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | (規則で定めるもの |
| | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | の徴収に関する事務で | つて規則で定めるもの | |
| | <u>あって規則で定めるも</u> | | |
| | <u>()</u> | | |
| 障害者の日常生活及び国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関 | | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 | |
| 社会生活を総合的に支する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分・高齢者の医療の確保に | | する事務であって番号法主務省令で定めるも | |
| 接するための法律(平成 関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実 | | 関する法律による後期高齢者医療給付の支給 | |
| 17年法律第123号) 施に関する事務であって番号法主務省令で定めるものの部分 (略) | | 施に関する事務であって番号法主務省令で定 | 1 |
| に基づく障害者の日常 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 介護保険給付等関係情報であっ | | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 | |
| 生活支援の決定に関す 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 て規則で定めるもの | | 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 | て規則で定めるもの |
| る事務であって規則で であって番号法主務省令で定めるもの | る事務であって規則で | であって番号法主務省令で定めるもの | |
| 定めるもの | 定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | って規則で定めるもの | |
| | 生活に困窮する外国人 | 地方税法 (昭和25年法律第226号) その | 地方税関係情報(番号法別表第2 |
| | に対する生活保護法に | 他の地方税に関する法律及びこれらの法律 | に規定する地方税関係情報をい |
| | 準ずる保護の決定及び | に基づく条例による地方税の賦課徴収又は | う。以下同じ。) であって規則で |
| | 実施、就労自立給付金若 | 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含 | 定めるもの |
| | しくは進学準備給付金 | む。) に関する事務であって番号法主務省令 | |
| | の支給、被保護者健康管 | で定めるもの | |
| | 理支援事業の実施、保護 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238 | 児童扶養手当関係情報(番号法別 |
| | に要する費用の返還又 | 号) よる児童扶養手当の支給に関する事務で | 表第2に規定する児童扶養手当 |
| | は徴収金の徴収に関す | あって番号法主務省令で定めるもの | 関係情報をいう。) であって規則 |
| | る事務であって規則で | | で定めるもの |
| | 定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | • | · ' |

| | 法律第129号) による給付金の支給に関す | による給付金に関する情報であ |
|--------------|------------------------|------------------------|
| | る事務であって番号法主務省令で定めるも | って規則で定めるもの |
| | <u></u> | |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭 | 特別児童扶養手当等の支給に関 |
| | 和39年法律第134号) による障害児福祉 | <u>する法律による障害児福祉手</u> 当 |
| | 手当若しくは特別障害者手当又は国民年金 | <u>若しくは特別障害者手当又は国</u> |
| | 法等の一部を改正する法律(昭和60年法律 | 民年金法等の一部を改正する法 |
| | 第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の | 律附則第97条第1項の福祉手 |
| | 支給に関する事務であって番号法主務省令 | 当の支給に関する情報であって |
| | で定めるもの | 規則で定めるもの |
| | 母子保健法 (昭和40年法律第141号) に | 母子保健法による療育医療の総 |
| | よる保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、 | 付又は療育医療に要する費用の |
| | 妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の | 支給に関する情報であって規則 |
| | 訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指 | で定めるもの |
| | 導、養育医療の給付若しくは養育医療に要す | |
| | る費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括 | |
| | 支援センターの事業の実施に関する事務で | |
| | あって番号法主務省令で定めるもの | |
| | 児童手当法 (昭和46年法律第73号) によ | 児童手当関係情報(番号法別表第 |
| | る児童手当又は特例給付(同法附則第2条第 | 2に規定する児童手当関係情報 |
| | 1項に規定する給付をいう。) の支給に関す | をいう。以下同じ。) であって規 |
| | る事務であって番号法主務省令で定めるも | 則で定めるもの |
| | <u>o</u> | |
| | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 | 介護保険給付等関係情報であっ |
| | 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 | て規則で定めるもの |
| | であって番号法主務省令で定めるもの | |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に | 障害者自立支援給付関係情報(番 |
| | 支援するための法律による自立支援給付の | 号法別表第2に規定する障害者 |
| | 支給又は地域生活支援事業の実施に関する | 自立支援給付関係情報をいう。) |
| | 事務であって番号法主務省令で定めるもの | であって規則で定めるもの |
| 児童福祉法(昭和22年 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| 法律第164号) による | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| İ | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |

| | 障害児通所給付費若し 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 |
|--|--|
| | |
| | 付費の支給又は障害福 って規則で定めるもの |
| | |
| | する事務であって規則 |
| | で定めるもの |
| | |
| | |
| | 施又は母子生活支援施 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 |
| | 設における保護の実施 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 |
| | |
| | 規則で定めるもの って規則で定めるもの |
| 児童扶養手当法 (昭和3 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 医療保険給付関係情報であって | 児童扶養手当法及び児 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 医療保険給付関係情報であって |
| <u>6年法律第238号)</u> 及 料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 規則で定めるもの | 童手当法に基づく認定 料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 規則で定めるもの |
| び児童手当法 (昭和46) であって番号法主務省令で定めるもの | 審査に関する事務であして番号法主務省令で定めるもの |
| <u>年法律第73号)</u> に基づ | って規則で定めるもの |
| く認定審査に関する事 | 日日 日子及び父子並びに寡 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 外国人生活保護関係情報であっ |
| 務であって規則で定め | |
| るもの | のない者で現に児童を 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 |
| | |
| | |
| | 供与に関する事務であ って規則で定めるもの |
| | って規則で定めるもの |
| | 日日 日子保健法による費用 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 外国人生活保護関係情報であっ |
| | の徴収に関する事務で に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 て規則で定めるもの |
| | |
| | |
| | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ |
| | <u>って規則で定めるもの</u> |
| | 子ども・子育て支援法 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 外国人生活保護関係情報であっ |
| | (平成24年法律第6 に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 て規則で定めるもの |
| | |
| | |

| | | | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
|---------------|---------------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|
| | | | 設等利用給付の支給又 | | |
| | | | は地域子ども・子育て支 | - 1/10/14 1/2 2 3 3 3 | |
| | | | 援事業の実施に関する | | |
| | | | 事務であって規則で定 | | |
| | | | めるもの | | |
| 老人福祉法(昭和38年 | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 | 料の徴収又は保健事業の実施に関 | 老人福祉法(昭和38年 | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 | 料の徴収又は保健事業の実施に関 |
| 法律第133号) に基づ | する事務であって番号法主務省令で定めるも | のの部分~介護保険法による保険 | 法律第133号) に基づ | する事務であって番号法主務省令で定めるも | のの部分~介護保険法による保険 |
| く措置に関する事務で | 給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 | の徴収に関する事務であって番号 | く措置に関する事務で | 給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 | の徴収に関する事務であって番号 |
| あって規則で定めるも | 法主務省令で定めるものの部分 (略) | | あって規則で定めるも | 法主務省令で定めるものの部分 (略) | |
| \mathcal{O} | 地方税法 (昭和25年法律第226号) その | 地方税関係情報 (番号法別表第2 | 0) | 地方税法その他の地方税に関する法律及び | 地方税関係情報であって規則で |
| | 他の地方税に関する法律及びこれらの法律 | に規定する地方税関係情報をい | | これらの法律に基づく条例による地方税の | 定めるもの |
| | に基づく条例による地方税の賦課徴収又は | <u>う。以下同じ。)</u> であって規則で | | 賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 | |
| | 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含 | 定めるもの | | の調査を含む。) に関する事務であって番号 | |
| | む。) に関する事務であって番号法主務省令 | | | 法主務省令で定めるもの | |
| | で定めるもの | | | | |
| | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | | | って規則で定めるもの | |
| | | | 老人福祉法による費用 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | | の徴収に関する事務で | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | | あって規則で定めるも | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | | <u>Ø</u> | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | | | って規則で定めるもの | |
| | | | 介護保険法による保険 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| ı | | | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| ı | | | って規則で定めるもの | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | | | って規則で定めるもの | |

| 高山市国民健康保険条 | 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に | 生活保護関係情報(番号法別表第 | 高山市国民健康保険条 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 | 生活保護関係情報(番号法別表第 |
|--------------|------------------------|------------------|--------------|-----------------------|------------------|
| 例(昭和56年高山市条 | よる保護の決定及び実施、就労自立給付金の | 2に規定する生活保護関係情報 | 例(昭和56年高山市条 | 自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 | 2に規定する生活保護関係情報 |
| 例第47号) に基づく国 | 支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の | をいう。) であって規則で定める | 例第47号) に基づく国 | 被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要 | をいう。) であって規則で定める |
| 民健康保険料の賦課に | 徴収に関する事務であって番号法主務省令 | もの | 民健康保険料の賦課に | する費用の返還又は徴収金の徴収に関する | もの |
| 関する事務であって規 | で定めるもの | | 関する事務であって規 | 事務であって番号法主務省令で定めるもの | |
| 則で定めるもの | 地方税法その他の地方税に関する法律及び | 地方税関係情報であって規則で | 則で定めるもの | 地方税法その他の地方税に関する法律及び | 地方税関係情報であって規則で |
| | これらの法律に基づく条例による地方税の | 定めるもの | | これらの法律に基づく条例による地方税の | 定めるもの |
| | 賦課徴収又は地方税に関する調査 (犯則事件 | | | 賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 | |
| | の調査を含む。) に関する事務であって番号 | | | の調査を含む。) に関する事務であって番号 | |
| | 法主務省令で定めるもの | | | 法主務省令で定めるもの | |
| | | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | | | って規則で定めるもの | |
| | | | 予防接種法(昭和23年 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | | 法律第68号) による給 | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | | 付の支給又は実費の徴 | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | | 収に関する事務であっ | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | | て規則で定めるもの | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | | | って規則で定めるもの | |
| 公営住宅法(昭和26年 | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 | 料の徴収又は保健事業の実施に関 | 公営住宅法(昭和26年 | 国民健康保険法による保険給付の支給、保険 | 料の徴収又は保健事業の実施に関 |
| 法律第193号) に基づ | する事務であって番号法主務省令で定めるも | のの部分~介護保険法による保険 | 法律第193号)に基づ | する事務であって番号法主務省令で定めるも | のの部分~介護保険法による保険 |
| く家賃又は駐車場使用 | 給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 | の徴収に関する事務であって番号 | く家賃又は駐車場使用 | 給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 | の徴収に関する事務であって番号 |
| 料の徴収に関する事務 | 法主務省令で定めるものの部分 (略) | | 料の徴収に関する事務 | 法主務省令で定めるものの部分 (略) | |
| であって規則で定める | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭 | 特別児童扶養手当等の支給に関 | であって規則で定める | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に | 特別児童扶養手当等の支給に関 |
| もの | 和39年法律第134号) による障害児福祉 | する法律による障害児福祉手当 | 60 | よる障害児福祉手当若しくは特別障害者手 | する法律による障害児福祉手当 |
| | 手当若しくは特別障害者手当又は国民年金 | 若しくは特別障害者手当又は国 | | 当又は国民年金法等の一部を改正する法律 | 若しくは特別障害者手当又は国 |
| | 法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律 | 民年金法等の一部を改正する法 | | 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関 | 民年金法等の一部を改正する法 |
| | 第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の | 律附則第97条第1項の福祉手 | | する事務であって番号法主務省令で定める | 律附則第97条第1項の福祉手 |
| | 支給に関する事務であって番号法主務省令 | 当の支給に関する情報であって | | ₹ <i>0</i> | 当の支給に関する情報であって |
| | で定めるもの | 規則で定めるもの | | | 規則で定めるもの |

| 児童手当法による児童手当又は特例給付(同 | 児童手当関係情報 (番号法別表第 | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同 | 児童手当関係情報であって規則 |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------|----------------|
| 法附則第2条第1項に規定する給付をい | 2に規定する児童手当関係情報 | 法附則第2条第1項に規定する給付をい | で定めるもの |
| う。) の支給に関する事務であって番号法主 | <u>をいう。)</u> であって規則で定める | う。) の支給に関する事務であって番号法主 | |
| 務省令で定めるもの | <i>€</i> 0 | 務省令で定めるもの | |
| | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法 | 外国人生活保護関係情報であっ |
| | | に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付 | て規則で定めるもの |
| | | 金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者 | |
| | | 健康管理支援事業の実施、保護に要する費用 | |
| | | の返還又は徴収金の徴収に関する事務であ | |
| | | って規則で定めるもの | |
| | | | |

附則

この条例は、公布の日から施行する。